

職場のハラスメント防止のポイント

改正ハラスメント防止法による防止措置の義務化は令和4年4月から企業規模に関わらず適用されています。社内でひとたびハラスメントが起きれば、社内の動揺・混乱だけでなく社外にもSNS等を通じて拡散され、信用失墜と企業のイメージダウンに繋がる恐れがある重大な経営リスクと認識すべきです。昨今ハラスメントが一層多様化する中で、従業員と会社を守るための防止対策は労務管理上必要不可欠なものと言えます。

今回のセミナーでは、企業経営者はもちろん、人事労務部門の責任者や管理職の方々にも是非押えていただきたいハラスメント防止のポイントを最新情報も交えながらわかりやすく解説いたします。

-CONTENTS-

1. ハラスメントの定義と分類 ①パワーハラスメント ②セクシュアルハラスメント ③マタニティハラスメント	B. 社内レベル C. 社外レベル
2. ハラスメントの原因と認識度 ①ハラスメントの原因 ②ハラスメント認識度自己チェック ③指導・叱責とパワハラとの境界線（判断基準）	②法律上の責任 A. 加害者 B. 会社
3. ハラスメントが及ぼす影響と経営上のリスク ①ハラスメントが及ぼす影響 A. 個人レベル（被害者、加害者）	4. ハラスメント防止法と対応方法 ①ハラスメント防止法による措置義務とは ②相談体制とその流れ ③ハラスメント防止規定のすすめ
	5. ハラスメントになる言動、ならない言動 6. ケーススタディと動画

開催日時	令和4年6月2日(木) 13時30分～16時30分
会場	経協会館3階ホール（新潟県経営者協会） 新潟市中央区川岸町1-47-3

講師 横浜リンケージ社労士事務所 代表 ハラスメント防止コンサルタント

(21世紀職業財団認定)・特定社会保険労務士 **蔵中 一浩** 氏

昭和58年東京外語大卒業後、(株)横浜銀行入行。主に融資審査の他、債権管理回収業務に従事し、支店と本部にて数多くの中小企業との相談、折衝に当たる。平成25年独立し横浜市内に社会保険労務士事務所を開設。社労士の枠にとらわれず、30年におよぶ銀行員としての豊富な経験を中小企業経営のために活用すべく現在活動中。セミナーも商工会議所、法人会等で積極的に開催している。またハラスメント防止コンサルタント、年金アドバイザー2級の資格も持つ。



受講料	一般 17,600円 (1名・消費税込) 会員会社 11,000円 (1名・消費税込)	定員	40名
申込方法	下記申込書にてFAX(025-267-2310)またはホームページ(http://www.niigata-keikyo.jp)よりお申し込みください。 ※受講料は発行いたしません。定員に達し、受講できない場合はご連絡いたします。		
申込締切日	<p style="text-align: center;">令和4年5月26日(木)</p> ※受講料は5月26日までに納入願います。 ※お申込み後のキャンセルにつきましては、土日祝祭日を除く開催前日の正午以降の取り消し(欠席を含む)はキャンセル料として受講料の全額を申し受けます。その場合、資料等を後日送付いたします。詳細は新潟県経営者協会のホームページをご確認ください。		
振込先	口座名:「一般社団法人 新潟県経営者協会 (シャ. ケンケイシャキョウカイ)」 第四北越銀行・白山支店 普通預金No.0173179 大光銀行・新潟支店 普通預金No.314069 ※振込手数料は貴社にてご負担をお願いいたします。 ※領収書は発行いたしませんので、必要の場合はご連絡ください。		
備考	・ <u>駐車場がございませんので、近隣の有料駐車場(陸上競技場、新潟市役所等)をご利用ください。</u>		
お問合せ	(一社)新潟県経営者協会 事務局 TEL(025)267-2311		

(一社)新潟県経営者協会 行 FAX (025)267-2310

コンプライアンス・リスクマネジメント研修申込書 (6/2)

会社名			
所在地	(〒)		
ご担当者	お名前	所属・役職	
連絡先	TEL:	FAX:	

	参加者氏名(フリガナ)	所属・役職
1	()	
2	()	
3	()	
4	()	
5	()	

受講料のご送金方法 (下の□に☑チェックしてください)

銀行振込
 その他
 請求書
 要
 不要

ご記入いただいた個人情報は、本セミナーに関するお申込者様への連絡、受付やセミナーの運営のために利用いたします。また、今後各種セミナーや当協会の事業等に関する情報をお届けするために、利用することがございます。なお、ご本人から同意を頂いた場合、または法令に基づく場合を除き、お預かりした個人情報を第三者に提供することはありません。